

日本語教育振興協会第 18 回日本語教育機関トップセミナーからの提言

一般財団法人日本語教育振興協会(以下、日振協)が平成 31 年 1 月 31 日から 2 月 1 日にかけて開催した第 18 回日本語教育機関トップセミナーにおいて、『「新たな外国人」受入れに日本語教育機関が果たすべき役割とは ー将来の日本を支える日本語教育ー』というテーマの下、「日本語教育の推進に関する法律案」や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成 30 年 12 月 25 日)等について、全国から参加した 101 の日本語教育機関の代表者が議論を重ね、総意として以下の提言をとりまとめました。

提言 1 日本語教育推進議員連盟の「日本語教育の推進に関する法律案」の早期成立を図り、成立後には日本語教育機関を教育機関として法的に位置づけることによって、国により質の高い日本語教育が早急に担保されるようにすべきと考えます。

提言 2 告示抹消基準に日本語能力に係る試験の合格率を導入することのみで日本語教育機関の質的担保がなされるのではなく、日振協の教育活動評価など第三者評価制度の活用等による総合的な判定をすることを考慮すべきと考えます。

提言 3 第三者評価によって適正に運営がなされている日本語教育機関については、厳格な規制(注 1)の対象から外し、外国人材を受入れる企業や監理団体、外国人住民を受入れる地方自治体などが積極的に活用できるような仕組みの構築を促進すべきと考えます。

以下にこの提言をまとめた経緯にふれます。

私たち日振協維持会員校は、平成元年の日振協設立以来、日本語教育に係る資格(注 2)を備えた教職員を擁する国内最大の専門家集団として、日本語教育機関の質的向上に実績を積んできました。

平成 29 年 7 月現在、日振協の実態調査(回答数 256 校)によると、会員校等には 1,712 名の常勤教師と 3,922 名の非常勤教師が在職しています。また各校においては、法務省申請取次者(注 3)として専門的な知識を有する常勤事務職員が、外国人

の入国在留業務に多数従事しています。

私たちはこれまで、主にアジアからの留学生に対し、大学等への進学予備教育を集中的に行い、留学生 10 万人計画(平成 15 年達成)に続く留学生 30 万人計画にも大きく寄与してきました。日振協の会員校に在籍する留学生数は平成 29 年 7 月現在約 5 万人ですが、毎年修了者の 75%以上が、日本の大学や大学院、専門学校に進学しています。近年では、すでに海外の大学・大学院を卒業した外国人留学生に対し、日本語教育機関が就職支援を行って、グローバル人材として日本社会へ送り出す例も増えてきています。「技術・人文知識・国際業務」等の就労ビザに在留資格を変更する日本語教育機関の留学生数は平成 28 年度修了生の 5.5%を占めています。日本語教育は進学のためだけではないという観点から、日振協では平成 27 年度からビジネス日本語プログラムの登録事業も行ってきました。

また、日振協の会員校は、このような進学予備教育、就職支援だけでなく、外国人留学生が日本社会に適応し、共生するための支援も行ってきました。日本社会の規則や習慣を授業の内外で学んでもらい、関係機関と協力・連携を図りながら、不法滞在等の防止にも努めてきました。

さらに、私たちは日本語教育のいっそうの質的向上を図るため、日振協が実施する第三者評価(注 4)や各種研修事業(注 5)への参加を推進して行きます。

次年度より本格化する新たな外国人材の受入れにあたり、私たち日振協の維持会員校は 30 年間余の経験から培われた知見を活かし日本語教育のみならず、日本で就労する外国人に対する生活適応支援などにおいても、日本社会に貢献することができます。

私たちは外国人のための教育機関であることを自覚し、その責任を果たしてゆきたいと考え、第 18 回日本語教育機関トップセミナー参加校一同、ここに提言を公表いたします。

平成 31 年 2 月 8 日

(一財)日本語教育振興協会
第 18 回日本語教育機関トップセミナー
実行委員長 丸山 茂樹

(注1) 厳格な規制

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の14～15ページ、「②日本語教育機関の質の向上・適正な管理」のための「具体的施策」は以下のように記されている。

○ 留学生を受け入れることができる日本語教育機関を法務大臣が指定する告示である留学告示からの抹消の基準について、従前から告示基準に存在する抹消の基準である全生徒の出席率、全生徒に占める不法残留者等の割合等の基準を厳格化するとともに、新たな抹消の基準として、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による厳格な数値基準を導入する。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 56》

○ 現状では、日本語教育機関は、留学告示に定められた後は、地方入国管理局から求められた場合等に限って告示基準への適合性等について点検・報告することとされるにとどまっているところ、法務省は速やかに告示基準を改正し、告示された時点での日本語教育機関の計画を踏まえ、告示基準適合性に係る定期的な点検及び地方入国管理局に対する報告を日本語教育機関に義務付ける。法務省は、引き続き告示しておくことが適当でないと判断した場合は、必要な指導を行い、なおも改善がみられない場合等において、告示から抹消することとする。法務省は、必要に応じ、文部科学省と協議した上で日本語教育機関に対する指導を行う。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 57》

○ 教育の質の確保及び留学生の在籍管理の徹底のため、平成31年3月を目途に告示基準を改正し、日本語教育機関に対し、留学生の日本語能力に係る試験の結果等の地方入国管理局に対する報告及び公表を義務付ける。あわせて、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の際の提出資料の見直しを図ることにより地方入国管理局における審査を厳格化するほか、地方入国管理局における日本語教育機関の適正性判断に係る選定基準を見直す。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 58》

(注2) 日本語教育に係る資格

現行の日本語教育機関の告示基準における教員要件

- 1 大学又は大学院において日本語教師養成課程修了
- 2 学士の学位を有し、民間教育機関等の420単位時間日本語教師養成研修修了
- 3 大学又は大学院で、日本語教育の科目26単位修得し、大学・大学院を卒業・修了
- 4 日本語教育能力検定試験合格
- 5 1～4と同等以上の能力があると認められる者

(注 3) 法務省申請取次者

地方入国管理局における申請窓口の混雑緩和と申請人の負担軽減を図ることを目的として、外国人の入国・在留手続について一定の知識を有すると認められる者で、かつ、申請人のために申請書等の提出等を行うことを地方入国管理局長から認められた者。

(注 4) 日振協が実施する第三者評価

日本語教育振興協会では、日本語教育機関質保証システムとして、次の二つの事業を実施。

1 教育活動評価事業（平成 29 年度創設 20 機関認定済）

日本語教育機関の更なる教育活動の質的水準の向上を目指し、「日本語教育機関教育活動評価基準」（教育活動の運営に必要と考えられる項目【大項目：10 小項目：32】）に沿って、自己点検・評価を行い、その結果について評価の専門家による書類審査と実地審査を経て、当該基準の達成度を総合的に評価。

2 第三者評価事業（平成 27 年度創設 4 機関認定済）

日本語教育機関の更なる質的水準の向上を目指し、「日本語教育機関第三者評価基準」（日本語教育機関のための自己点検・評価項目【大項目：15 小項目：100】）に沿って、自己点検・評価を行い、その結果について評価の専門家による書類審査と実地審査を経て、当該基準の達成状況等を評価。

(注 5) 各種研修事業

日本語教育振興協会では、日本語教育機関の経営者、教員、事務職員を対象に以下の研修事業を実施。

- ① 日本語学校教育研究大会
- ② 日本語教育機関トップセミナー
- ③ 主任教員研修
- ④ 生活指導担当者研修
- ⑤ 日本語教育機関事務統括職員研修会
- ⑥ 申請取次者講習会

（2019 年度は、文化庁委託の初任教員研修、主任教員研修を実施予定）